

協定項目番号	07	農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い
<p>合併時に2つの農業委員会(釧路市・阿寒町を選挙区とする委員会、及び白糠町・音別町を選挙区とする委員会)に再編し、各委員会の選挙委員の定数は12人(選挙区の定数は釧路市5人・阿寒町7人、白糠町7人・音別町5人)とする。</p> <p>また、4市町の選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任する。</p> <p>ただし、在任特例期間終了後2期(1期3年)以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市で検討する。</p>		